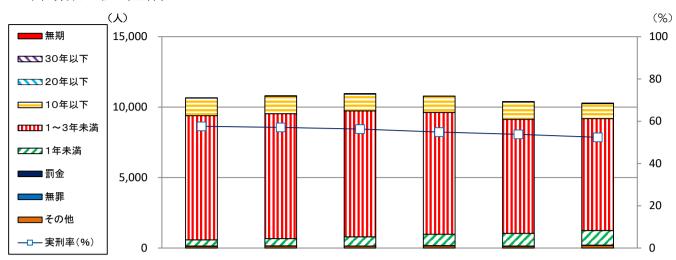
薬物乱用対策推進地方本部全国会議配布資料

#### 目 次

- 資料1 薬物事犯の第一審裁判結果の推移
- 資料2 薬物依存離脱指導
- 資料3 刑事施設における薬物依存離脱指導
- 資料4 少年院における特定生活指導(薬物非行防止指導)
- 資料 5 薬物再乱用防止プログラム
- 資料 6 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の概要
- 資料7 ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ (イメージ図)
- 資料8 再犯防止推進計画
- 資料 9 令和元年度再犯防止シンポジウムについて
- 資料10 「地方再犯防止推進計画策定の手引き」について
- 資料11 薬物事犯者に対する厳正な退去強制手続の実施について

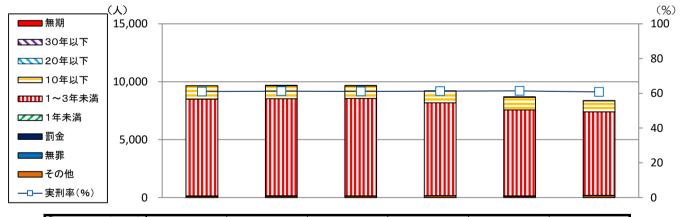
#### 薬物事犯の第一審裁判結果の推移

#### (1) 薬物 5 法 (全体)



刑	年 朝	次	2 5 年	26年	2 7 年	28年	29年	3 0 年
1 :	年未	満	441	509	646	798	899	1, 035
1 ~	3 年 🤊	卡 満	8, 810	8, 874	8, 942	8, 659	8, 098	7, 947
1 0	年り	・	1, 249	1, 235	1, 188	1, 146	1, 226	1, 066
2 0	年り	・	33	28	24	13	24	22
3 0	年り	ユ	0	1	1	0	3	2
無		期	0	0	0	0	0	0
	合 計		10, 533	10, 647	10, 801	10, 616	10, 250	10, 072
実 刑	率 (9	6)	57. 6	57. 1	56. 3	54. 9	53. 8	52. 4
	罰金		0	1	0	0	0	0
	無罪		14	19	4	16	18	19
	その他		126	133	140	158	121	184

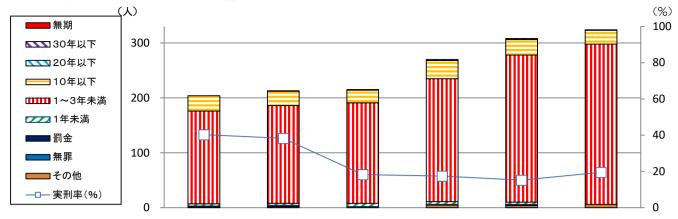
#### (2) 覚せい剤取締法違反



年 次 刑 期	25年	26年	2 7 年	28年	29年	3 0 年
1 年 未 満	15	17	16	22	21	11
1 ~ 3 年未満	8, 362	8, 370	8, 402	8, 004	7, 416	7, 205
1 0 年 以 下	1, 133	1, 116	1, 082	1, 026	1, 102	943
2 0 年 以 下	26	24	20	9	17	18
3 0 年 以 下	0	1	1	0	2	2
無期	0	0	0	0	0	0
合 計	9, 536	9, 528	9, 521	9, 061	8, 558	8, 179
実刑率(%)	61.0	61.3	61. 1	61. 3	61.4	60. 8

罰金	0	0	0	0	0	0
無罪	12	17	4	14	15	18
その他	118	123	128	139	109	166

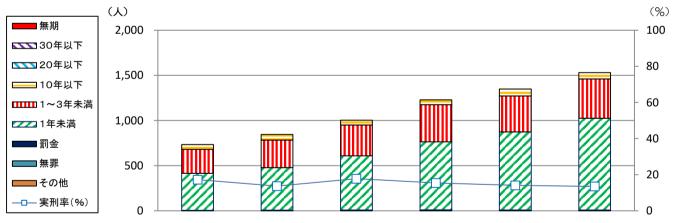
#### (3) 麻薬及び向精神薬取締法違反



年 次 刑 期	2 5 年	26年	2 7 年	28年	29年	3 0 年
1 年 未 満	4	4	6	5	4	0
1 ~ 3 年 未 満	169	178	183	224	268	292
1 0 年 以 下	28	26	23	33	28	25
2 0 年 以 下	0	1	1	2	2	1
3 0 年 以 下	0	0	0	0	0	0
無期	0	0	0	0	0	0
合 計	201	209	213	264	302	318
実刑率(%)	40. 3	38. 3	18. 3	17. 4	15. 2	19. 5

罰金	0	0	0	0	0	0
無罪	2	2	0	1	2	0
その他	1	2	2	5	4	6

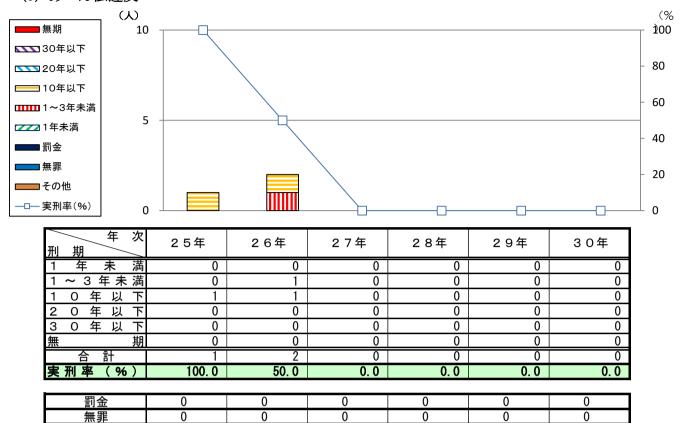
#### (4) 大麻取締法違反



年 次 刑 期	25年	26年	2 7 年	28年	29年	3 0 年
1 年 未 満	409	471	601	753	866	1, 017
1 ~ 3 年未満	266	306	341	412	398	435
1 0 年 以 下	53	61	54	52	76	70
2 0 年 以 下	0	0	0	0	0	0
3 0 年 以 下	0	0	0	0	0	0
無期	0	0	0	0	0	0
合 計	728	838	996	1, 217	1, 340	1, 522
実刑率(%)	17. 3	13. 7	17. 8	15. 4	14. 1	13. 5

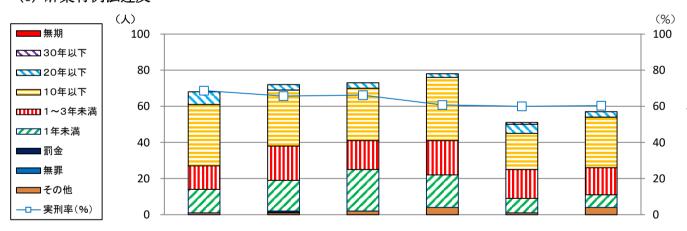
罰金	0	0	0	0	0	0
無罪	0	0	0	1	1	1
その他	6	7	8	10	7	8

#### (5) あへん法違反



#### (6) 麻薬特例法違反

その他



0

0

0

0

年 次 刑 期	2 5 年	26年	2 7 年	28年	29年	3 0 年
1 年 未 満	13	17	23	18	8	7
1 ~ 3 年未満	13	19	16	19	16	15
1 0 年 以 下	34	31	29	35	20	28
2 0 年 以 下	7	3	3	2	5	3
3 0 年 以 下	0	0	0	0	1	0
無期	0	0	0	0	0	0
合 計	67	70	71	74	50	53
実刑率(%)	68. 7	65. 7	66. 2	60. 8	60.0	60. 4

罰金	0	1	0	0	0	0
無罪	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	2	4	1	4

- (注) 1 司法統計年報による。
  - 2 実刑率= (懲役人員-全部執行猶予人員) / 懲役人員である。 ※懲役人員には, 一部執行猶予人員が含まれる。



# 薬物依存離脱指導

■ 指導の目標

薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させること。

● 対象者

麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存がある者

● 指導者

刑事施設の職員(法務教官,法務技官,刑務官),処遇カウンセラー

(薬物担当), 民間協力者(民間自助団体等)

● 指導方法

グループワーク、民間自助団体によるミーティング、講義、視聴覚教材、

課題学習,討議,個別面接 等

実施頻度等

1単元60~90分 全2~12単元 標準実施期間:1~6か月\*

※ 薬物への依存の程度,再使用リスク等に応じて、必修プログラムのほか、専門プログラム・選択プログラムを組み合わせて実施。

#### カリキュラム

	項目	指導内容
	はじめに	プログラム概要を説明し,受講意欲を高めさせる。
	薬物使用 の影響	薬物を使用することの利点と欠点について考えさせ ることで問題意識を持たせる。
	引き金に 注意	薬物使用につながる「外的引き金」, 「内的引き金」を具体化させ, 自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。
必	再使用の 予測と防 止①	薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまう「リラプス」の兆候に気付き、対処する必要があることを理解させ、自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。
修	再使用の 予測と防 止②	回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。回復過程においては、ストレスの自覚と適切な対処が大切であることを理解させ、具体的な対処方法を考えさせるとともに実行を促す。
	活用でき る社会資 源	社会内で断薬を継続するための支援を行う専門機関 についての情報を提供するとともに, 民間自助団体 の活動を紹介し, その内容について理解させる。
	おわりに	「再使用防止計画書」を作成させ、自分にとっての リラブスの兆候や引き金となる事象、それらへの対 処方法について具体的にまとめさせる。
選択		導内容については、専門プログラムから項目 各項目の指導内容に準じた内容とする。

#### ダルク・NAとの連携



※ ダルク(DARC): 覚せい 剤等の薬物から解放されるため のプログラムを持つ民間の薬物 依存症リハビリ施設。

※ NA (ナルコティクス・アノ ニマス):薬物依存症からの回 復を目指す人たちのための自助 グループ。

	項目	指導内容
	オリエンテー ション	プログラムの概要を説明し、目的とルールについて理解させる。薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせ、受講意欲を高めさせる。依存症とは何かを理解させる。
	薬物使用の流 れ	薬物依存がどのように形成されるのかを理解させ,入所前の自分の状態を振り返らせる。「引き金」とは何かを理解させ,薬物使用に至る流れに関する知識を身に付けさせる。
	外的引き金	薬物使用につながる「外的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。
	内的引き金	自分の薬物使用につながる「内的引き金」を具体化させ、自分の薬物 使用のパターンや流れについての理解を深めさせる。
	回復段階	薬物依存からの回復の段階における特徴的な心身の状況を理解させ,回復に対する見通しを持たせる。
_	リラプスの予 測と防止	「リラブス」とは、薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまうことであり、再使用防止のためには「リラブス」の兆候に気付き、対処する必要があることを理解させ、自分自身の「リラブス」の 兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。
専門	いかりの綱	再使用には前兆があることを気付かせ、再使用に至らないための方法 を具体的に考えさせる。所内生活において、それらの対処方法を実践 するよう促す。
	退屈	回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ,スケジュールを立てることの大切さを理解させる。
		社会内で断薬を継続するための支援を行っている専門機関についての情報を提供するとともに、民間自助団体の活動を紹介し、その内容に ついて理解させる。
	仕事と回復	仕事が回復にどのような影響を及ぼすかを理解させ,両者のバランス を取ることの大切さを認識させる。
	再使用防止計 画書	「再使用防止計画書」の発表を通じて、これまで学習してきた内容を確認しながら、自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象、それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。また、他の受講者からのフィードバックや発表を聞くことで、それまでの自分になかった新たな気付きを得る機会を提供する。
	まとめ	回復過程に必要なことは、意志の強さではなく、賢い対処であることを理解させるとともに、これまでのセッションで学んできた効果的な対処方法が身に付いてきているかを受講者本人に確認させる。

状

課

題

# ◎指導の目標

- 薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題点の理解
- 断薬への動機付けを高める
- 再使用に至らないための知識及びスキルを習得させる
- 社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療 及び援助等を受けることの必要性を認識させる
- ◎カリキュラム等
  - 刑の一部の執行猶予制度の施行を踏まえ、保護観察所と同様、 認知行動療法の手法を取り入れたプログラムを導入

受刑者個々の問題性やリスク,刑期の長さ等に応じ,各種プログラムを組み合わせて実施

必修プログラム

DVD教材・ワークブック

専門プログラム

グループワーク(12回)

選択プログラム

グループワーク

民間自助団体によ るミーティング DVD等の補助 教材の視聴

面接,個 別指導等



薬物事犯者の再犯防止は、施設内処遇だけでは困難

一貫性のある指導・支援・治療のための処遇情報等の引継ぎ

#### 刑事施設

- ○薬物依存離脱指導の実施結果等の情報
  - ・断薬への動機付け
  - ・再使用防止スキルの獲得
  - ・地域支援に関する理解
- ○心身の状況,服薬状況等の医療情報

#### 保護観察所

- ○薬物再乱用防止プログラムへの活用
  - ・薬物検出検査の実施
  - ・再使用防止スキルの実践
  - ・地域支援への移行
- ○医療情報の活用



地域社会の保健医療・福祉機関,民間支援団体(ダルク,NA)等 の協力による息の長い支援の実施

# 少年院における特定生活指導(薬物非行防止指導)

★ 指導日標

指口

の見直し)

薬物の害と依存性を認識するとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理 解し、再び薬物を乱用しないこと

- 対象者 麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある者
- 指導内容 ①受講者全員に対して統一的に行う中核プログラム、②受講者の個々の必要 性に応じて選択的に行う周辺プログラム、③中核プログラム終了後に個別に行 うフォローアップ指導を組み合わせて実施
- 実施結果 更生保護官署(保護観察所等)へ情報提供

#### 指導内容の概要

#### 中核プログラム

項	$\blacksquare$	指導内容	指導方法 -
(共通)	] (1) 7 m		・「J.MARPP」を用 ループワーク又は個別指
			。対人フセル投道

- 用いたグ 導
- ・対人人キル指導 家族問題指導 アサーションを中心とした対 主として背景要因に焦 人トレーニング 点を当てた指導 固定メンバーによる継続的な 集会(ミーティング) • 個別面接指導 ②周辺プログラム • 自律訓練法, 呼吸法 主として問題行動(薬 アンガーマネジメント 物使用)に焦点を当て ・マインドフルネス た指導 • リラクセーション • 個別面接指導 進路に関する集団指導 ・余暇の過ごし方(薬物以外の 主として生活設計に焦 楽しみ探し)指導 点を当てた指導 固定メンバーによる継続的な 集会(ミーティング) ・民間自助グループによる講話 ア③フォ 中核プログラムの確認 「J.MARPP」を用いた個 (復習・自己統制計画

別指導

- 〇 実施形式 集団指導又は 個別指導
- 〇 指導時間数 12単元

	(1単元100分)
単元	指導科目
第1回	薬物をやめることに挑戦して みましょう
第2回	依存と回復
第3回	引き金と欲求
第4回	あなたのまわりにある引き金 について
第5回	あなたのなかにある引き金に ついて
第6回	再発を防ぐために
第7回	再使用のいいわけ
第8回	薬物使用とアルコール
第9回	新しい生活のスケジュールを 立ててみよう
第10回	「強くなるより賢くなれ1」
第11回	「強くなるより賢くなれ2」
第12回	回復のために 一信頼と正直

# 薬物再乱用防止プログラム

[対象] 保護観察に付されることとなった犯罪事実に、指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等に当たる事実が含まれる仮釈放者又は保護観察付執行猶予者(特別遵守事項で受講を義務付けて実施)

※保護観察付全部猶予者の場合は、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

## 教育課程 ワークブック等に基づき、保護観察所において、個別又は集団処遇により学習(保護観察官が実施)

修

了

後

#### コアプログラム(全5回)

【方式】おおむね2週間に1回の頻度で原則 として3月程度で全5回を修了

【内容】依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、自己の問題性について理解させるとともに、再び乱用しないようにするための具体的な方法を習得させる。

第1回 薬物依存について知ろう

第2回 引き金と欲求

第3回 引き金と錨

保

護

観

察

0

開

始

第4回「再発」って何?

第5回 強くなるより賢くなろう

## ステップアッププログラム

【方式】 おおむね1月に1回とし、発展課程を基本としつつ、必要に応じて他の課程を、原則として保護観察終了まで実施

【内容】コアプログラムで履修した内容の定着を図りつつ、薬物 依存からの回復に資する発展的な知識及びスキルを習得 させることを主な目的とする以下の3つの課程

#### 【発展課程】

コアプログラム で履修した内容を 定着, 応用, 実践 させる(全12回)。

#### 【特修課程】

依存回復に資する発展的な知識及びスキルを習得させる。

A アルコールの問題

- B 自助グループを知る
- C 女性の薬物乱用者

#### 【特別課程】

①外部の専門機 関・民間支援団体 の見学や、②家族 を含めた合同面 接をさせる。

# 簡易薬物検出検査

〇教育課程と併せて、尿検査、<br />
唾液検査又は外部の検査機関を活用した検査により<br />
実施。

○陰性の検査結果を検出することを目標に断薬意志の強化を図る。



#### 策定の背景

- ・薬物依存対策は政府の重要な政策課題の一つであり、薬物依存者等を対象とした刑の一部の執行猶予制度が平成28年6月から施行。
- ・薬物依存者の再犯(再使用)の防止は、刑事司法機関と、地域の医療・保健・福祉機関等との連携体制の構築が不可欠。
- ・そのため、法務省と厚生労働省が共同で平成27年11月に本ガイドラインを策定し、保護観察所や自治体等に周知の上、平成28年4月から実施。

#### ガイドラインの概要

#### 総論

#### 基本方針

- ・精神疾患としての認識共有
- シームレスな支援
- ・民間支援団体との連携

#### 関係機関

保護観察所,都道府県等,精神保健福祉センター,保健所,福祉事務所,市町村(特別区を含む)障害保健福祉主管課,刑事施設,地方更生保護委員会,依存症治療拠点機関及び薬物依存者に対する医療的支援を行うその他の医療機関

#### 地域支援体制の構築

- ・定期的に連絡会議を開催する。
- ・薬物依存者の支援に関する人材の育成に努める。
- ・知見の共有等により、地域における薬物乱用に関する問題解決能力の向上を図る。
- ・相互の取組に関する理解及び支援の促進に努める。

#### 情報の取扱い

- ・必要な情報は、他の機関又は団体における情報の取扱方 針等に配慮しつつ、共有する。
- ・支援対象者に関する情報共有は、原則として本人の同意を得る。 等

#### 各論

#### 薬物依存者本人に対する支援

#### (刑事施設入所中の支援)

- ・刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所は、出所後に必要な支援等に関するアセスメントを行う。
- ・保護観察所は、アセスメントの結果を踏まえ、出所後の 社会復帰上の課題と対応方針を検討する。 等

#### (保護観察中の支援)

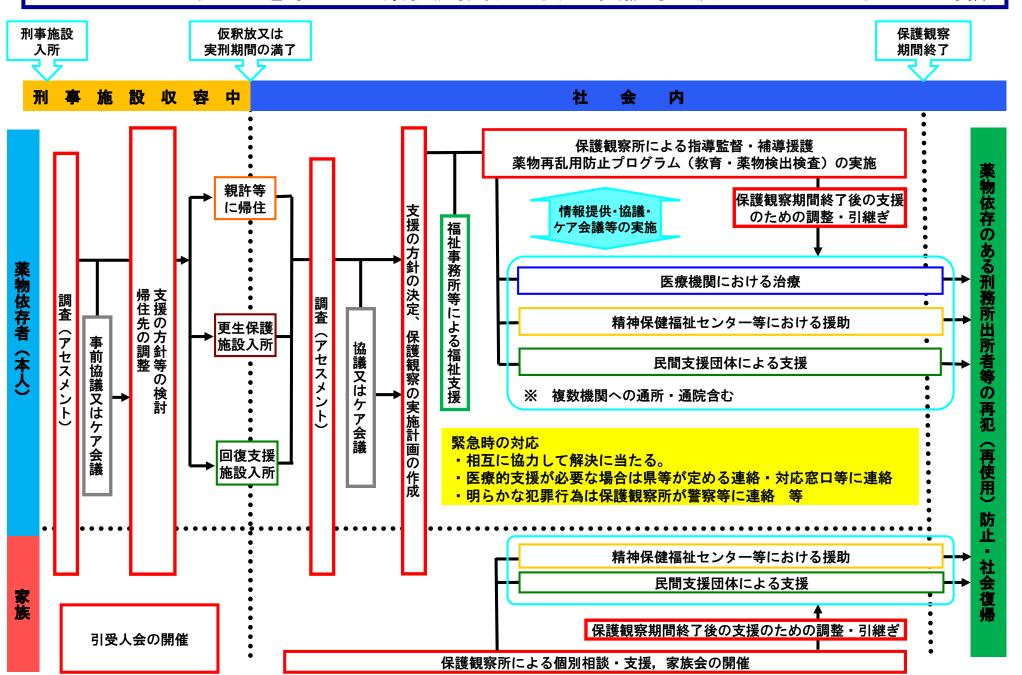
- ・保護観察所は、支援対象者に対する指導監督を行うとと もに、必要な支援を受けることができるよう調整する。
- ・医療機関は、支援対象者の治療や、必要に応じて関係機 関に対する情報提供等を行う。
- ・都道府県,精神保健福祉センター又は保健所は,支援対象者の希望に応じ、回復プログラム等を実施する。
- ・福祉事務所又は市町村障害保健福祉主管課は、支援対象者の希望に応じ、必要な福祉的支援を実施する。
- ・関係機関は、保護観察所等の求めに応じ、支援対象者に 対する支援に関するケア会議等に出席する。 等

#### (保護観察終了後の支援)

・保護観察所は、支援対象者の希望に応じ、精神保健福祉センターその他の関係機関に支援を引き継ぐ。 等

#### 家族に対する支援

- ・関係機関は、支援対象者に対する支援に当たっては、本 人の意向とともに家族の意向を汲む。
- ・関係機関は、相互に協力して効果的に家族支援を行うと ともに、希望に応じ、保護観察終了後も支援を行う。等



国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、 今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

#### 再犯防止推進計画策定の経緯

#### 〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合 48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、 再犯防止対策が必要不可欠

#### 〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 地域社会での継続的支援 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画(案)を取りまとめ

#### 5つの基本方針

① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防 止施策を総合的に推進

③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、

- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- 社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

## 7つの重点課題と主な施策

#### ① 就労・住居の確保

- 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居に おける特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

#### ③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- 矯正施設からの進学・復学の支援 等

#### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- 更生保護サポートセンターの設置の推進
- 更生保護事業の在り方の見直し 等



#### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の 連携の強化
- 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グ ループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代 わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

#### ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- 特性に応じた効果的指導の充実
- 効果検証・調査研究の実施 等



- 地域のネットワークにおける取組の支援
- 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標(令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等)を確実に達成し、 国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ

# 令和元年度 再犯防止シンポジウムについて

# 目的概要

「再犯防止推進計画」の具体的施策「啓発事業等の実施」の一環として,国民の間に広く犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるため,再犯防止啓発月間である7月に開催する東京都内での再犯防止シンポジウム(中央ブロック)を皮切りに,全国を8つのブロックに分け,それぞれの地域の実情を踏まえたブロック別再犯防止シンポジウムを実施する。

# 統 — テ<del>-</del>マ

# 依存の問題を抱える犯罪をした者等への支援の在り方

開催 予定

7.13(土) 【中央】全社協・灘尾ホール 12.8(日) 【北海道】チ・カ・ホ(札幌駅前通地下広場) 【東北】仙台国際センター 10.15(火) 11.10(日) 【関東】さいたま新都心駅周辺ホール 8.31(土) 【中部】愛知芸術文化センター 11.1(金) 【近畿】ドーンセンター(大阪府立男女共同参画・青少年センター) 11.23(土) 【中国】広島ガーデンパレスホテル 12.4(水) 【四国】レグザムホール(香川県県民ホール) 12.16(月) 【九州】なみきホール(なみきスクエア内)

中央:法務省本省

ブロック別:高等検察庁・矯正管区・

地方更生保護委員会·法務局





【昨年度のシンポジウム(中央ブロック)の様子】

概要

- 「<mark>地方再犯防止推進計画</mark>」とは、地方公共団体が再犯防止等に関する施策について定める計画。再犯防止推進法においては、その策定が努力義務とされている。
- 「<mark>地方再犯防止推進計画策定の手引き</mark>」は、特に市町村における地方再犯防止推進計画の策定を促進するため、計画策定に至るまでの事務手続例や、計画に盛り込む施策の具体例などをまとめたもの。

# 手引き の構成

## 第1章 計画策定の意義等

- 1 法的根拠
- 2 計画策定の意義
- 3 計画策定の流れ

## 第2章 計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方について

- 1 計画策定の趣旨等
- 2 地域における再犯防止を取り巻く状況
- 3 重点課題・成果指標
- 4 取組内容
- 5 推進体制

#### 第3章 具体的な取組の記載例等

- 1 就労・住居の確保等のための取組
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- 5 民間協力者の活動の促進等,広報・啓発活動の推進等のための取組
- 6 国・民間団体等との連携強化等のための取組